

厚生労働省医療イノベーション推進本部について

1. 目的

「厚生労働省医療イノベーション推進本部」（以下「本部」という。）を設置し、大学等における研究成果の実用化に向けた支援、臨床研究の推進、医薬品・医療機器等の審査の迅速化・質の向上等に強力に取り組み、医療イノベーションの着実な推進を図る。

2. 本部の構成

- (1) 本部長は厚生労働大臣とする。
- (2) 本部長代理は、厚生労働副大臣、厚生労働大臣政務官とする。
- (3) 副本部長は、厚生労働事務次官とする。
- (4) その他の本部の構成員は、別紙1の職にあるものとする。
- (5) 本部長は、必要に応じて本部に関係部局の職員の参加を求めることができる。
- (6) 本部の庶務は、関係部局の協力を得て医政局総務課において行う。

3. 推進チームの設置

- (1) 本部に「推進チーム」を置き、主査は医政局長とする。
- (2) 副主査は、大臣官房技術総括審議官、大臣官房審議官（医薬担当）、大臣官房審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）とする。
- (3) その他の推進チームの構成員は、別紙2の職にあるものとする。
- (4) 主査は、必要に応じて推進チームに関係部局の職員の参加を求めることができる。

4. その他

前各号に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項については、本部長が定める。

厚生労働省医療イノベーション推進本部 構成員

本 部 長：小宮山厚生労働大臣

本 部 長 代 理：辻厚生労働副大臣

藤田厚生労働大臣政務官

副 本 部 長：厚生労働事務次官

構 成 員：医政局長（主査）

健康局長

医薬食品局長

保険局長

政策統括官（社会保障担当）

大臣官房技術総括審議官

推進チーム 構成員

別紙2

- 主 査：医政局長
- 副 主 査：大臣官房技術総括審議官
大臣官房審議官（医薬担当）
大臣官房審議官（医療保険、医政、医療・介護連携担当）
- 構 成 員：大臣官房厚生科学課長
医政局総務課長
医政局経済課長
医政局研究開発振興課長
医政局国立病院課長
健康局総務課長
健康局がん対策・健康増進課長
健康局疾病対策課長
医薬食品局総務課長
医薬食品局審査管理課長
医薬食品局安全対策課長
保険局総務課長
保険局医療課長
参事官（社会保障担当参事官室長併任）
参事官（情報政策担当参事官室長併任）